

# 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

## 1 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度、中学校：平成30～32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

## 2 移行措置の内容

総則、総合的な学習の時間、特別活動
※ 教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

小学校：国語、社会、算数、理科 中学校：国語、社会、数学、理科、保健体育
※ 指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

小学校：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中学校：音楽、美術、技術・家庭、外国語
※ 平成30年度から新学習指導要領によることができることとする。

道徳科
※ 小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

小学校における外国語
※ 平成30年度から新学習指導要領の外国語活動（3、4学年）及び外国語科（5、6学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

### 3 各教科の移行措置の内容

#### 【小学校】

教科	移行措置の内容
国語	<p>○ 漢字の指導については、学年別漢字配当表に都道府県名に用いる漢字20字が加えられた。平成30・31年度の第4学年及び平成31年度の第5学年の漢字の指導にあたっては、<u>新学習指導要領で指導することができる。</u></p> <p>【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜（20字）</p> <p>○ 平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。</p>
社会	<p>○ 平成30年度からの第5学年の指導に当たっては、「我が国の位置と領土」を省略し、新学習指導要領の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。</p> <p>○ 平成31年度の第3学年の指導に当たっては、注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会における災害や事故の防止（消防署や警察署）は、必ず取り扱うこと。また、その際、必ず火災は取り扱うこと。</li> <li>・ 自然災害、文化財、年中行事は取り扱わないこと（第4学年で実施）。</li> </ul>
算数	<p>○ 平成30年度及び平成31年度の「量と測定」に第3・4学年で「k（キロ）、m（ミリ）などの接頭語」についても触れる、「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」を追加する。また、第5学年で「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察」を追加する。</p> <p>○ 平成31年度の第4学年の「数と計算」に「ある量の何倍かを表すのに少数を用いることを知る」を、「数量関係」に「簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを知る」を追加する。</p> <p>○ 平成31年度の第5学年の「量と測定」に「簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを知る」を追加し、「乗数や除数が整数である場合の分数の乗法及び除法の意味について理解し、計算の仕方を考え、それらの計算ができる。」を省略する。</p>
理科	<p>○ 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「光電池を使ってモーターを回すことなどができると」を省略する。</li> </ul> <p>○ 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「魚は、水中の小さな生物を食べ物にして生きていること」を省略する。</li> </ul> <p>○ 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電熱線の発熱は、その太さによって変わることを」を省略する。</li> </ul>
生活	<p>○ 平成30年度より全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</p> <p>○ <u>特に平成31年度の指導に当たっては、平成32年度に前年度の指導の成果と課題等を踏まえた適切な指導計画において指導することができるよう、指導計画を作成した上で新学習指導要領による指導が展開されなければならない。</u></p>

音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 音楽科は、平成30年度より全部又は一部について、新学習指導要領によることができる。</li> <li>○ 新しい学習指導要領では、「知識及び技能が習得されること」についてより明確に示されているが、これまでと同様、決して技能の教え込みではなく、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすること。</li> <li>○ 教材、歌唱共通教材については現行のものを踏襲しているが、器楽については、中学年から和楽器が入っている。和楽器を用いた器楽教材では、「斉奏の曲を扱ことも考えられる」としている。</li> </ul>
図工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度及び31年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校指導要領第2章第7節の規定によることができる。 ただし、評価については平成32年度全面実施までは現行の学習指導要領で進める。</li> <li>○ 新学習指導要領の評価の観点については、3つの観点から評価することのみ決定されているが、内容に関しての公表は未定である。</li> </ul>
家庭科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度より全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> <li>○ <u>特に平成31年度の第5学年の指導に当たっては</u>、翌年に全面実施となるため、漏れなく履修できるよう、2学年間の指導計画を立てる際に留意すること。</li> </ul>
外国語活動	<p><b>【教育課程等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行期間中の外国語活動の授業時間は、中学年においては15単位時間、高学年においては、現在の外国語活動を15単位時間増加させた50単位時間とし、外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。</li> <li>○ 外国語活動の授業時数は、平成32年度から全面実施される新小学校学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導するためのものである。</li> <li>○ 外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要のある場合には、総合的な学習の時間から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。 (移行期間に限り講じる措置)</li> <li>○ 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能である。</li> <li>○ 移行期間中指導すべき内容に対応した補助教材の配布を本年度中に予定している。</li> </ul> <p><b>【学習評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学年における外国語教育に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述することとする。また、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。(高学年については引き続き現在の取扱いと同様とする。)</li> </ul> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行期間中の外国語教育の名称については、外国語科ではなく、中学年、高学年ともに外国語活動とする。</li> <li>○ 移行期間中の外国語教育の実施時数については、中学年で15単位時間～35単位時間、高学年で50単位時間～70単位時間の範囲内であれば、各学校で実施時間を決定できることとする。</li> </ul>

	<p>○ 総合的な学習の時間からの振り替えを行うか否か、また、その振替を実施する場合の時数を何時間にするかについては、各学校の判断によることとする。</p> <p>○ <u>高学年については、従来の外国語活動の内容を必ずしも、35単位時間扱う必要はない。ただし、「外国語への慣れ親しみ」の観点から30単位時間程度は扱うこととする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(例) 高学年の外国語教育の授業時数 50単位時間の場合 (外国語活動の内容30単位時間+外国語科の内容20単位時間)</p> <p>○ 平成30年度の4年生については、3年生の内容を学習していないため、高学年への接続の観点から、外国語活動の3、4年生の内容を精選して、平成30年度中に取り扱うこととする。</p> <p>○ 平成30年度の6年生については、5年生の内容を学習していないため、中学校への接続の観点から、外国語科の5、6年生の内容を精選して、平成30年度中に取り扱うこととする。</p> <p>(※ 特に、複式学級において、A年度、B年度の二本案による指導を行う場合は、中学校への接続の観点から、平成30年度に6年生の外国語科の内容を必ず取り扱うこととする。)</p> <p>※ 移行期間中の指導時数や総合的な学習からの振りかえ等については、中学校との連携の関係から、同一市町村内、少なくとも同一中学校区内では統一することが望ましい。</p>
道徳	<p>○ 平成30年度から、新学習指導要領によることとした。</p> <p>※ 内容に応じた適切な教材を用い、所要の授業時数を確保して指導すること。</p>
総合的な学習の時間	<p>○ 総合的な学習の時間は、平成30年度から新学習指導要領によるため、三つの柱の資質・能力の育成のために、計画的に全体計画や年間指導計画、単元等の見直し・改善を図っていく。</p> <p>○ 評価に関して、指導要録の書式である「探究課題」、「評価の観点」、「活動の様子及び資質・能力の変容」は現行と同様のため、活用が可能。※評価の具体については現在、文科省で検討中</p> <p>○ 外国語活動の時数確保に伴う総合的な学習の時間及び総授業時数からの15単位時間を超えない範囲内の授業時数減については、あくまで移行措置期間限定の措置。平成32年度から総合的な学習の時間は70時間で実施されることを考慮し、探究的な学習の過程のより一層の質的充実に向けていく必要がある。</p>
特別活動	<p>○ 特別活動については、教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。したがって、本年度中に年間指導計画の見直しが必要である。</p>

【中学校】

教科	移行措置の内容
国語	<p>○ 漢字の指導については、学年別漢字配当表に都道府県名に用いる漢字20字が加えられ、それに伴って32字の配当学年が移行された。平成31年度の第1学年及び平成32年度の第2学年の漢字の指導にあたっては、<u>この20字を加えて指導する。</u></p> <p>○ 平成32年度の第1学年の指導にあたっては、これまで第2学年で指導を行っていた「<u>共通語と方言の果たす役割（現行、伝国（1）（7））</u>」も加えて指導すること。</p>
社会	<p>○ 平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。</p> <p>○ 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 (地理的分野120時間→115時間 歴史的分野130時間→135時間)</li> <li>・ 「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。</li> <li>・ 「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人来航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。</li> </ul>
数学	<p>○ 平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「自然数を素数の積として表すこと」、「資料の活用」に「累積度数について知ること」を追加し、「誤差や近似値、<math>a \times 10^n</math>の形の表現」を省略する。</p> <p>○ 平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の必要性和意味を理解すること」、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲や箱ひげ図の必要性和意味を理解すること」「コンピュータなどの情報手段を用いるなどしてデータを整理し箱ひげ図で表すこと」を追加する。</p>
理科	<p>○ 平成31年度及び平成32年度の理科の指導にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「力の働き」に、物体に働く2力についての実験を行い、力が釣り合うときの条件を見いだして理解することを加える。</li> <li>・ 「火山と地震」に、「自然の恵みと火山災害・地震災害」を加えるとともに、「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べることとする。</li> </ul> <p>○ 平成31年度の第1学年の理科の指導にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「圧力」のうち「水圧」の部分を省略し、水中にある物体にはあらゆる方向から圧力が働くこと、また、水中では物体に浮力が働くことについては扱わない。</li> </ul> <p>○ 平成32年度の第1学年の理科の指導にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「圧力」の部分を省略し、水中にある物体にはあらゆる方向から圧力が働</li> </ul>

	<p>くこと、また、水中では物体に浮力が働くことについては扱わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「葉・茎・根のつくりと働き」の部分を省略し、光合成における葉緑体の働き、また、葉、茎、根の働きを相互に関連付けて全体の働きとしてとらえることについては扱わない。</li> <li>・ 「生物の仲間」の部分を加え、脊椎動物の体の表面の様子や呼吸の仕方、運動・感覚器官の発達、食物のとり方の違いに気付かせることとする。また、節足動物や軟体動物の観察を行い、それらの動物と脊椎動物の体のつくりの特徴を比較することを中心に扱うこととする。</li> </ul> <p>○ 平成32年度の第2学年の理科の指導にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「静電気と電流」において、真空放電と関連付けながら放射線の性質と利用にも触れる。</li> <li>・ 「<b>生物</b>の変遷と進化」の部分を省略し、進化の証拠とされる事例や進化の具体例、また、生物にはその生息環境での生活に都合の良い特徴が見られることについては扱わない。</li> <li>・ 「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を加えるとともに、「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べることとする。</li> </ul>
音楽	<p>○ 移行措置：平成30年4月1日から</p> <p>※ 一部又は全部について新学習指導要領によることができる。</p> <p>○ 全面実施：平成33年4月1日から</p>
美術	<p>○ 平成30年度及び31年度の第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部または一部について新学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。</p> <p>ただし、評価については平成33年度全面実施までは現行の学習指導要領で進める。内容に関しての公表は未定である。</p>
保健 体育	<p>○ 平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】</p> <p>○ 平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。</p> <p>○ 平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。</p>
外国語	<p>○ 平成33年度からの全面実施になるが、小学校の移行措置の指導内容を十分に配慮し、入学してくる生徒の実態に応じた柔軟な指導が必要である。</p> <p>○ 平成33、34年度の中学3年生については、移行期間中に計画的に新学習指導要領に追加された内容を履修する必要がある。</p> <p>○ <u>平成31年度より、全国学力・学習状況調査に外国語が追加される。</u>中学3年生が悉皆で調査を受ける。「話すこと」については、パソコンやタブレット等を活用した調査方法の実施について検討中である。なお、本調査は外国語については3年ごとに行われる。</p>
家庭	<p>○ 平成30年度より全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</p> <p>○ <u>特に平成31年度以降に入学する学年の指導計画の作成にあたっては、全面実施を見据えて漏れなく履修できるよう留意して作成すること。</u></p>

技 術	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度より全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> <li>○ 平成31年度の1年生については、3年生次に全面実施になるので、そのことを見据えた指導計画の作成が必要である。</li> <li>○ 特にDの(2)については、プログラミング言語の選定や環境の整備など早期の計画が必要となる。(予算の確保等)</li> </ul>
道 徳	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成31年度から、新学習指導要領によることとした。(平成30年度については「新学習指導要領によることができる」とした。)</li> <li>※ 内容に応じた適切な教材を用い、所要の授業時数を確保して指導すること。</li> </ul>
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的な学習の時間は、平成30年度から新学習指導要領によるため、三つの柱の資質・能力の育成のために、計画的に全体計画や年間指導計画、単元等の見直し・改善を図ること。</li> <li>○ 評価に関して、指導要録の書式である「探究課題」、「評価の観点」、「活動の様子及び資質・能力の変容」は現行と同様のため、活用が可能。※評価の具体については現在、文科省で検討中</li> </ul>
特 別 活 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別活動については、教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。したがって、本年度中に年間指導計画の見直しが必要である。</li> </ul>